平成２３年（フ）第３１９号
山梨県甲府市国母６丁目６―11、商業登記簿上の本店所在地山梨県甲府市国母４丁目５番17号
破産者　シャープフーズ株式会社
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４号
京都府舞鶴市字大波下1006の１
破産者　株式会社中村土建
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第１３３９号
広島市安芸区船越南３丁目24番９―308号
破産者　田浦　豊美（旧姓道下）
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７１号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1323番地３
破産者　有限会社ユウキ工業
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６２号
神奈川県秦野市渋沢２丁目11番５号、旧本店所在地神奈川県足柄上郡松田町寄6135番地
破産者　株式会社建匠
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２号
東京都港区南青山２丁目11番13号　南青山ビル４Ｆ、主たる事務所岐阜県高山市三福寺町1572番地３
破産者　株式会社エヌエスダブリューリミテッド
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
愛知県蒲郡市西浦町空ケ谷６番地の７
破産者　株式会社吉見石油
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３８号
兵庫県洲本市本町１丁目７番６号
破産者　大栄商事株式会社
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第７９号
和歌山県西牟婁郡白浜町2787番地の２
破産者　株式会社カントリーフーズ
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２０年（フ）第１８３８号
広島市安佐南区川内６丁目１番26号
破産者　松本引越センター有限会社
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１３７号
山口県周南市新宿通５丁目２番１号
破産者　有限会社ダイドー徳山
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第７１１８号
大阪府八尾市緑ヶ丘１丁目117番地の19　市営住宅５―303号
破産者　平野　　茂
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５４０号
福岡県糟屋郡志免町東公園台１丁目７番６号
破産者　荻原　英夫
1　決定年月日　平成24年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１７９号
札幌市清田区美しが丘３条６丁目10番３―307号
破産者　田島　一枝
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０号
岩手県一関市三関字日照32番地１
破産者　千葉　ふて
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第４７号
山形県新庄市城南町７番31号
破産者　渡部　洋子
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第３９０号
埼玉県草加市金明町477番地ハイツファミーユ201号、破産手続開始決定時の住所埼玉県草加市柿木町2152番地
破産者　豊仲　健一
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８２０号
広島市佐伯区楽々園１丁目２番15―512号　ライオンズマンション楽々園第２
破産者　ほっかほっか亭東高須店こと　亀井　英則
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４１０号
広島市西区己斐大迫２丁目８番16号
破産者　國友　勝治
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部